

平成 1 8 年
福岡都市圏南部環境事業組合議会
第 1 回臨時会 会議録

平成 1 8 年 8 月 4 日 (金) 開会

福岡都市圏南部環境事業組合議会

1 議 事 日 程

〔平成18年福岡都市圏南部環境事業組合議会第1回臨時会〕

平成18年8月4日

午前10時00分

於 春日市議会全員協議会室

日程	議案番号	案 件 名
日程第1		仮議席の指定について
日程第2		議長の選挙について
日程第3		副議長の選挙について
日程第4	議員提出議案 第1号	福岡都市圏南部環境事業組合議会会議規則の制定について
日程第5		議席の指定について
日程第6		会期の決定
日程第7		会議録署名議員の指名
日程第8	議員提出議案 第2号	福岡都市圏南部環境事業組合議会傍聴規則の制定について
日程第9	議員提出議案 第3号	福岡都市圏南部環境事業組合議会委員会条例の制定について
日程第10	議案第1号	福岡都市圏南部環境事業組合監査委員の選任につき同意を求めることについて
日程第11	議案第2号	福岡都市圏南部環境事業組合監査委員の選任につき同意を求めることについて
日程第12	議案第3号	専決処分の承認を求めることについて（筑紫公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び筑紫公平委員会設置規約の変更に関する協議）
日程第13	議案第4号	専決処分の承認を求めることについて（福岡都市圏南部環境事業組合公告式条例）
日程第14	議案第5号	専決処分の承認を求めることについて（福岡都市圏南部環境事業組合の休日定める条例）

日程第15	議案第6号	専決処分の承認を求めることについて（福岡都市圏南部環境事業組合の事務局の設置及び職員の定数に関する条例）
日程第16	議案第7号	専決処分の承認を求めることについて（福岡都市圏南部環境事業組合職員のサービスの宣誓に関する条例）
日程第17	議案第8号	専決処分の承認を求めることについて（福岡都市圏南部環境事業組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例）
日程第18	議案第9号	専決処分の承認を求めることについて（福岡都市圏南部環境事業組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例）
日程第19	議案第10号	専決処分の承認を求めることについて（福岡都市圏南部環境事業組合特別職の職員で常勤のものの報酬及び旅費に関する条例）
日程第20	議案第11号	専決処分の承認を求めることについて（福岡都市圏南部環境事業組合職員の給与に関する条例）
日程第21	議案第12号	専決処分の承認を求めることについて（福岡都市圏南部環境事業組合職員等の旅費に関する条例）
日程第22	議案第13号	専決処分の承認を求めることについて（平成18年度福岡都市圏南部環境事業組合暫定予算）
日程第23	議案第14号	福岡都市圏南部環境事業組合指定金融機関の指定について
日程第24	議案第15号	福岡都市圏南部環境事業組合議会定例会の回数を定める条例の制定について
日程第25	議案第16号	福岡都市圏南部環境事業組合監査委員条例の制定について
日程第26	議案第17号	福岡都市圏南部環境事業組合情報公開条例の制定について
日程第27	議案第18号	福岡都市圏南部環境事業組合職員の分限の手續及び効果等に関する条例の制定について
日程第28	議案第19号	福岡都市圏南部環境事業組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の制定について
日程第29	議案第20号	福岡都市圏南部環境事業組合職員の定年等に関する条例の制定について
日程第30	議案第21号	福岡都市圏南部環境事業組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の制定について
日程第31	議案第22号	福岡都市圏南部環境事業組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の制定について

日程第32	議案第23号	福岡都市圏南部環境事業組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について
日程第33	議案第24号	福岡都市圏南部環境事業組合負担金条例の制定について
日程第34	議案第25号	福岡都市圏南部環境事業組合財政状況の公表に関する条例の制定について
日程第35	議案第26号	平成18年度福岡都市圏南部環境事業組合一般会計予算について

2 出席議員は次のとおりである（10名）

1番 妹尾俊見 議員	2番 吉田重利 議員
3番 友廣英司 議員	4番 船越妙子 議員
5番 花田稔之 議員	6番 鷗卓徳 議員
7番 村山弘行 議員	8番 福廣和美 議員
9番 壽福正勝 議員	10番 加納義紀 議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 会議録署名議員

1番 妹尾俊見 議員	2番 吉田重利 議員
------------	------------

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（7名）

管理者 山崎広太郎	副管理者 井上澄和
副管理者 井本宗司	副管理者 佐藤善郎
副管理者 後藤良助	
事務局長 菰田廣人	局長補佐 兼総務係長 重松洋一

6 説明者の補佐のため出席した者の職氏名（11名）

福岡市環境局長 佐本文男	福岡市環境局理事 脇山賢治
福岡市環境都市推進部長 和志武三樹男	福岡市環境推進課長 吉田伸隆
春日市地域生活部長 有馬純忠	春日市環境課長 大田正昭
大野城市環境生活部長 岸本健	大野城市リサイクル推進課長 中村聖一
太宰府市市民生活部長 関岡勉	太宰府市環境課長 蜷川二三雄
那珂川町住民生活部長 高木正俊	那珂川町環境課長 結城俊二

7 職務のため出席した事務局職員の職氏名（4名）

土木係長 古賀政隆	電気係長 新谷和昭
総務係 松川昭洋	総務係 高田政樹

開会 午前10時00分

~~~~~

事務局長（菰田廣人） 皆さんおはようございます。事務局長の菰田でございます。

本組合設立後、最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

本日の出席議員中、吉田重利議員が年長の議員でありますので、臨時議長としてご紹介申し上げます。

それでは、吉田重利議員、恐れ入りますが、臨時議長席の方へお願いいたします。

臨時議長（吉田重利） 皆様おはようございます。ただいまご紹介を受けました吉田重利でございます。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成18年福岡都市圏南部環境事業組合議会第1回臨時会を開会いたします。

議事の進行につきましては、お手元に配付しております議事日程第1号のとおり議事を進めてまいります。

~~~~~

日程第1 仮議席の指定

臨時議長（吉田重利） 日程第1「仮議席の指定」についてを議題といたします。仮議席はただいまご着席の議席を指定いたします。

~~~~~

臨時議長（吉田重利） ここで、管理者から発言を求められておりますので、許可いたします。管理者。

管理者（山崎広太郎） 皆様、おはようございます。管理者を務めさせていただいております福岡市長の山崎でございます。

本日ここに、平成18年福岡都市圏南部環境事業組合議会の第1回臨時会を招集いたしましたところ、組合議員各位におかれましては、公私とも大変ご多用の中にご参集いただき、厚く御礼申し上げます。

本臨時会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

ここにご参集の福岡市、春日市、大野城市、太宰府市及び那珂川町の4市1町は、住民の日常生活や事業所活動において密接なつながりを有しており、循環型社会の構築や自然環境の保全・創造についても、関係市町が協調、連携し、共同で取り組むことにより政策効果をより大きなものとする事ができるという考えのもと、平成14年1月に「環境行政に関する基本協定」を締結し、その施策の実現に向け、協力してきたところであります。

その中でも特に、中間処理施設、最終処分場の確保及び適正配置並びに効率的な管理運営等については、相互協力のもと展開することが緊急の課題となっており、このような状況の中、環境

行政の広域的かつ効果的な遂行を図るため、平成18年5月1日、関係市町における可燃ごみ処理施設の設置及び管理運営等の事務を共同して行う福岡都市圏南部環境事業組合を設立することとなった次第であります。

今後は、平成28年度の施設稼働を目指すとともに、住民から安心の得られる事業を進めてまいりたいと考えておりますので、組合議員の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げ、私のあいさつとさせていただきます。

~~~~~

日程第2 議長の選挙

臨時議長（吉田重利） それでは、日程第2「議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法をとりたいと思います。指名推選は、1名でも異議があれば、投票で行うこととなります。指名推選の方法をとることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

臨時議長（吉田重利） ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、臨時議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

臨時議長（吉田重利） ご異議なしと認めます。よって臨時議長が指名することに決定いたしました。

本組合議会議長に壽福正勝議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま臨時議長が指名いたしました壽福正勝議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

臨時議長（吉田重利） ご異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました壽福正勝議員が議長に当選されました。ただいま議長に当選された壽福正勝議員が議場におられますので、告知いたします。

それでは、壽福正勝議員からご挨拶があります。

議長（壽福正勝議員） ただいま議員の皆様方のご推挙によりまして、福岡都市圏南部環境事業組合議会議長の要職につくことになりましたことは、誠に身に余る光栄であります。

可燃ごみ処理につきましては、ここにお集まりの関係市町共通の課題であり、広域的に取り組むことが求められており、組合議会といたしましてもその責任の重さを痛感しておりますのでございます。

今後、解決すべき様々な課題を抱えているとは思いますが、議員の皆様方、執行部の皆様方のご協力をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、私のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

臨時議長（吉田重利） 以上で、私の臨時議長としての職務が終わりましたので、議長と交代させていただきます。ありがとうございました。

~~~~~

議長（壽福正勝） 議事に入ります前に、本日、九建日報、西日本新聞社から写真撮影の申し出があり、許可をいたしておりますので皆様にご報告をいたします。

お諮りいたします。お手元に配付しております議事日程第2号に記載の案件を日程に追加したいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（壽福正勝） ご異議なしと認めます。したがって、日程第3から日程第35までを日程に追加することに決定いたしました。

~~~~~

日程第3 副議長の選挙

議長（壽福正勝） 日程第3「副議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法をとりたいと思えます。指名推選は、1人でも異議があれば、投票で行うこととなります。指名推選の方法をとることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（壽福正勝） ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（壽福正勝） ご異議なしと認めます。よって議長が指名することに決定いたしました。

本組合議会副議長に妹尾俊見議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました妹尾俊見議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（壽福正勝） ご異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました妹尾俊見議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選された妹尾俊見議員が議場におられますので、告知いたします。

それでは、妹尾俊見議員からご挨拶をお願いします。

副議長（妹尾俊見） 福岡市の妹尾でございます。ただいま副議長にご選任を賜りました。誠に光栄でございます。もとより浅学非才ではございますが、議長の補佐役として、本議会の初期の目的がしっかり果たせるように、誠心誠意努力してまいりたいと思えます。どうかご指導のほどよ

ろしくお願いいたします。ありがとうございました。

~~~~~

#### 日程第4 議員提出議案第1号 福岡都市圏南部環境事業組合議会会議規則の制定について

議長（壽福正勝） 日程第4、議員提出議案第1号「福岡都市圏南部環境事業組合議会会議規則の制定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。吉田重利議員。

吉田重利議員 日程第4、議員提出議案第1号「福岡都市圏南部環境事業組合議会会議規則の制定について」ご説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第120条の規定に基づき、本組合議会の会議規則を制定するものです。よろしくご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（壽福正勝） 説明は終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（壽福正勝） なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（壽福正勝） なしと認めます。これで討論を終わります。

採決を行います。議員提出議案第1号を原案可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

議長（壽福正勝） 全員賛成であります。したがって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成9名、反対0名 午前10時13分

~~~~~

日程第5 議席の指定

議長（壽福正勝） 日程第5「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。議席番号と氏名を事務局長に朗読させます。

事務局長（菰田廣人） 議席番号と氏名を朗読させていただきます。

議席番号1番妹尾俊見議員、2番吉田重利議員、3番友廣英司議員、4番船越妙子議員、5番花田稔之議員、6番鶴 卓徳議員、7番村山弘行議員、8番福廣和美議員、9番壽福正勝議員、10番加納義紀議員。

以上でございます。

議長（壽福正勝） ただいま朗読したとおり、議席を指定いたします。

~~~~~

#### 日程第6 会期の決定

議長（壽福正勝） 日程第6「会期の決定」について議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(壽福正勝) ご異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

~~~~~

日程第7 会議録署名議員の指名

議長(壽福正勝) 日程第7「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、1番妹尾俊見議員及び2番吉田重利議員を指名します。

~~~~~

### 日程第8及び日程第9を一括上程

議長(壽福正勝) お諮りいたします。日程第8、議員提出議案第2号「福岡都市圏南部環境事業組合議会傍聴規則の制定について」及び日程第9、議員提出議案第3号「福岡都市圏南部環境事業組合議会委員会条例の制定について」を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(壽福正勝) ご異議なしと認めます。したがって日程第8及び日程第9を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。2番吉田重利議員。

2番(吉田重利議員) 議員提出議案第2号及び議員提出議案第3号についてを一括してご説明申し上げます。

まず、議員提出議案第2号「福岡都市圏南部環境事業組合議会傍聴規則の制定について」につきましては、地方自治法第130条第3項の規定に基づき、組合議会の傍聴に関し、規則を制定するものです。

次に、議員提出議案第3号「福岡都市圏南部環境事業組合議会委員会条例の制定について」につきましては、地方自治法第110条、第111条の規定に基づき、組合議会の特別委員会について、条例で定める必要があるため、制定するものです。

以上2件につきまして、よろしくご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

議長(壽福正勝) 説明は終わりました。質疑を行います。

まず、議員提出議案第2号に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(壽福正勝) なしと認めます。

次に、議員提出議案第3号に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(壽福正勝) なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議員提出議案第2号に対し討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(壽福正勝) なしと認めます。これで討論を終わります。

採決を行います。議員提出議案第2号を原案可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長(壽福正勝) 全員賛成であります。したがって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成9名、反対0名 午前10時18分

~~~~~

議長(壽福正勝) 次に、議員提出議案第3号に対し討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(壽福正勝) なしと認めます。これで討論を終わります。

採決を行います。議員提出議案第3号を原案可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長(壽福正勝) 全員賛成であります。したがって、議員提出議案第3号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成9名、反対0名 午前10時18分

~~~~~

議長(壽福正勝) お諮りいたします。執行部提出の議案の審議に入ります前に、管理者より本日付議されております議案全体にわたる提案理由説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(壽福正勝) ご異議なしと認めます。それでは、本日付議されております議案全体にわたる提案理由説明を求めます。管理者。

管理者(山崎広太郎) 本日ご提案申し上げます案件は、人事案件2件、専決処分の承認を求めるもの11件、指定金融機関の指定1件、条例の制定11件、平成18年度予算1件、合わせて26件の議案のご審議をお願い申し上げます。

内容としては、一部事務組合を組織するに当たり必要となる、議会、監査、執行機関、職員の勤務条件、財務等に関する条例の制定や予算等が主なものであります。

なお、それぞれの議案の具体的な提案理由説明については、事務局長より行いますので、よろしく願い申し上げます。

~~~~~

日程第10 議案第1号 福岡都市圏南部環境事業組合監査委員の選任につき同意を求めることについて

議長(壽福正勝) 日程第10、議案第1号「福岡都市圏南部環境事業組合監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。この際、舩越妙子議員を除外いたします。

(舩越議員 除斥)

議長 (壽福正勝) 提案理由の説明を求めます。事務局長。

事務局長 (菰田廣人) それでは、日程第10、議案第1号「福岡都市圏南部環境事業組合監査委員の選任につき同意を求めることについて」ご説明申し上げます。

本件につきましては、福岡都市圏南部環境事業組合の設置に伴い、議会選出の監査委員として、議員としての豊富な知識と経験をお持ちの舩越妙子氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項及び福岡都市圏南部環境事業組合同約第12条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長 (壽福正勝) 説明は終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (壽福正勝) なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (壽福正勝) なしと認めます。これで討論を終わります。

採決を行います。議案第1号を同意することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 (壽福正勝) 全員賛成であります。したがって、議案第1号は同意されました。

同意 賛成9名、反対0名 午前10時22分

~~~~~

議長 ( 壽福正勝 ) ここで、舩越妙子議員の除斥を解きます。

ただいま、監査委員選任の同意がございました舩越妙子議員からごあいさつがございます。

4番 ( 舩越妙子議員 ) 春日市の舩越妙子でございます。当組合の監査委員として選任いただきまして誠にありがとうございます。光栄に存じます。この事業が円滑に推進されますように監査委員といたしまして、微力ではございますが、力を尽くしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

~~~~~

日程第11 議案第2号 福岡都市圏南部環境事業組合監査委員の選任につき同意を求めることについて

議長 (壽福正勝) 日程第11、議案第2号「福岡都市圏南部環境事業組合監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。提案理由の説明を求めます。事務局長。

事務局長 (菰田廣人) 日程第11、議案第2号「福岡都市圏南部環境事業組合監査委員の選任につき同意を求めることについて」ご説明申し上げます。

本件につきましては、福岡都市圏南部環境事業組合の設置に伴い、識見を有する監査委員として日本公認会計士協会北部九州会へ推薦依頼をし、行政運営等に関しすぐれた識見をお持ちの堀

田 悟氏を推薦いただいたため、同氏を本組合の監査委員として選任いたしたく、地方自治法第196条第1項及び福岡都市圏南部環境事業組合格約第12条第2項の規定により、議会の同意を求めらるるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（壽福正勝） 説明は終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（壽福正勝） なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（壽福正勝） なしと認めます。これで討論を終わります。

採決を行います。議案第2号を同意することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

議長（壽福正勝） 全員賛成であります。したがって、議案第2号は同意されました。

同意 賛成9名、反対0名 午前10時25分

~~~~~

議長（壽福正勝） ここで、暫時休憩とし、ただいま同意されました監査委員の堀田 悟氏からごあいさつをいただきます。

休憩 午前10時25分

~~~~~

再開 午前10時26分

日程第12から日程第22までを一括上程

議長（壽福正勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。日程第12、議案第3号「専決処分の承認を求めることについて（筑紫公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び筑紫公平委員会設置規約の変更に関する協議）」から日程第22、議案第13号「専決処分の承認を求めることについて（平成18年度福岡都市圏南部環境事業組合暫定予算）」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（壽福正勝） ご異議なしと認めます。したがって日程第12から日程第22までを一括議題とします。提案理由の説明を求めます。事務局長。

事務局長（菰田廣人） 日程第12、議案第3号から日程第22、議案第13号までの専決処分の承認を求めることについて、11件を一括してご説明申し上げます。

議案第3号「専決処分の承認を求めることについて（筑紫公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び筑紫公平委員会設置規約の変更に関する協議）」につきましては、地方自治法第180条の5第1項及び地方公務員法第7条第3項の規定により設置義務がある公平委員会に

ついで、地方公務員法第7条第4項の規定により、当組合が、筑紫公平委員会を共同設置する地方公共団体に加わることに伴い、筑紫公平委員会を共同設置する地方公共団体の数を増加し、筑紫公平委員会設置規約を変更することを関係地方公共団体と協議する必要が生じましたが、組合議会議員が選任されておらず組合議会が成立しなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、5月29日に専決処分いたしましたものでございます。

次に、議案第4号「専決処分の承認を求めることについて（福岡都市圏南部環境事業組合公告式条例）」につきましては、当組合設立に伴い、地方自治法第16条第4項の規定に基づき、条例等の公布に関する条例を制定する必要が生じたため、当組合設立日である5月1日に専決処分いたしましたものでございます。

次に、議案第5号「専決処分の承認を求めることについて（福岡都市圏南部環境事業組合の休日定める条例）」につきましては、当組合設立に伴い、地方自治法第4条の2の規定に基づき、休日を定める条例を制定する必要が生じたため、同様に専決処分いたしましたものでございます。

次に、議案第6号「専決処分の承認を求めることについて（福岡都市圏南部環境事業組合の事務局の設置及び職員の定数に関する条例）」につきましては、当組合設立に伴い、地方自治法第158条第1項及び同法第172条第3項の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を処理するための組織及び職員の定数に関する事項について定める条例を制定する必要が生じたため、同様に専決処分いたしましたものでございます。

次に、議案第7号「専決処分の承認を求めることについて（福岡都市圏南部環境事業組合職員のサービスの宣誓に関する条例）」につきましては、当組合設立に伴い、地方公務員法第31条の規定に基づき、当組合職員のサービスの宣誓に関する事項について定める条例を制定する必要が生じたため、同様に専決処分いたしましたものでございます。

次に、議案第8号「専決処分の承認を求めることについて（福岡都市圏南部環境事業組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例）」につきましては、当組合設立に伴い、地方公務員法第35条の規定に基づき、当組合職員の職務に専念する義務の特例に関する事項について定める条例を制定する必要が生じたため、同様に専決処分いたしましたものでございます。

次に、議案第9号「専決処分の承認を求めることについて（福岡都市圏南部環境事業組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例）」につきましては、当組合設立に伴い、地方公務員法第24条第6項の規定に基づき、当組合職員の勤務時間、休暇等に関する事項について定める条例を制定する必要が生じたため、同様に専決処分いたしましたものでございます。

次に、議案第10号「専決処分の承認を求めることについて（福岡都市圏南部環境事業組合特別職の職員で常勤のものの報酬及び旅費に関する条例）」につきましては、当組合設立に伴い、地方自治法第204条第3項の規定に基づき、特別職の職員で常勤のものの報酬及び旅費の額、その支給方法に関する事項を定める条例を制定する必要が生じたため、同様に専決処分いたしましたものでございます。なお、金額については、福岡都市圏広域行政事業組合をはじめ、筑紫地区に

おける一部事務組合を参考にしております。

次に、議案第11号「専決処分の承認を求めることについて（福岡都市圏南部環境事業組合職員の給与に関する条例）」につきましては、当組合設立に伴い、地方公務員法第24条第6項の規定に基づき、当組合の一般職の職員給与に関する事項を定める条例を制定する必要性が生じたため、同様に専決処分いたしましたものでございます。なお、職員給与については、派遣元の団体の職員の例によるものとしております。

次に、議案第12号「専決処分の承認を求めることについて（福岡都市圏南部環境事業組合等の旅費に関する条例）」につきましては、当組合設立に伴い、地方公務員法第24条第6項の規定に基づき、職員の旅費に関する条例を制定する必要性が生じたため、同様に専決処分いたしましたものでございます。なお、旅費の支給については構成団体それぞれで取り扱いが異なりますが、当組合は福岡市を参考としております。

次に、議案第13号「専決処分の承認を求めることについて（平成18年度福岡都市圏南部環境事業組合暫定予算）」につきましては、当組合設立に伴い、平成18年度福岡都市圏南部環境事業組合予算が議決されるまでの間の必要最小限の予算を執行するにあたり、地方自治法施行令第2条の規定により、暫定予算として定める必要性が生じたため、同様に専決処分いたしましたものでございます。内容としては、予算成立までの人件費や消耗品、初度備品等が主なものとなっております。

以上11件につきましては、地方自治法第179条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（壽福正勝） 説明は終わりました。これより一括して質疑を行います。質疑の際は議案番号をお示しの上、お願いいたします。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（壽福正勝議員） なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第3号について討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（壽福正勝） なしと認めます。これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第3号を承認することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

議長（壽福正勝） 全員賛成であります。したがって、議案第3号は承認されました。

承認 賛成9名、反対0名 午前10時35分

~~~~~

議長（壽福正勝） 次に、議案第4号について討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(壽福正勝) なしと認めます。これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第4号を承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長(壽福正勝) 全員賛成であります。したがって、議案第4号は承認されました。

承認 賛成9名、反対0名 午前10時36分

~~~~~

議長(壽福正勝) 次に、議案第5号について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(壽福正勝) なしと認めます。これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第5号を承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長(壽福正勝) 全員賛成であります。したがって、議案第5号は承認されました。

承認 賛成9名、反対0名 午前10時36分

~~~~~

議長(壽福正勝) 次に、議案第6号について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(壽福正勝) なしと認めます。これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第6号を承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長(壽福正勝) 全員賛成であります。したがって、議案第6号は承認されました。

承認 賛成9名、反対0名 午前10時37分

~~~~~

議長(壽福正勝) 次に、議案第7号について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(壽福正勝) なしと認めます。これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第7号を承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長(壽福正勝) 全員賛成であります。したがって、議案第7号は承認されました。

承認 賛成9名、反対0名 午前10時37分

~~~~~

議長（壽福正勝） 次に、議案第8号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（壽福正勝） なしと認めます。これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第8号を承認することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

議長（壽福正勝） 全員賛成であります。したがって、議案第8号は承認されました。

承認 賛成9名、反対0名 午前10時37分

~~~~~

議長（壽福正勝） 次に、議案第9号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（壽福正勝） なしと認めます。これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第9号を承認することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

議長（壽福正勝） 全員賛成であります。したがって、議案第9号は承認されました。

承認 賛成9名、反対0名 午前10時38分

~~~~~

議長（壽福正勝） 次に、議案第10号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（壽福正勝） なしと認めます。これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第10号を承認することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

議長（壽福正勝） 全員賛成であります。したがって、議案第10号は承認されました。

承認 賛成9名、反対0名 午前10時38分

~~~~~

議長（壽福正勝） 次に、議案第11号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（壽福正勝） なしと認めます。これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第11号を承認することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

議長（壽福正勝） 全員賛成であります。したがって、議案第11号は承認されました。

承認 賛成9名、反対0名 午前10時38分

議長（壽福正勝） 次に、議案第12号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（壽福正勝） なしと認めます。これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第12号を承認することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

議長（壽福正勝） 全員賛成であります。したがって、議案第12号は承認されました。

承認 賛成9名、反対0名 午前10時39分

議長（壽福正勝） 次に、議案第13号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（壽福正勝） なしと認めます。これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第13号を承認することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

議長（壽福正勝） 全員賛成であります。したがって、議案第13号は承認されました。

承認 賛成9名、反対0名 午前10時39分

日程第23 議案第14号 福岡都市圏南部環境事業組合指定金融機関の指定について

議長（壽福正勝） 日程第23、議案第14号「福岡都市圏南部環境事業組合指定金融機関の指定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。事務局長。

事務局長（菰田廣人） 日程第23、議案第14号「福岡都市圏南部環境事業組合指定金融機関の指定について」ご説明申し上げます。

本件につきましては、当組合設立に伴い、地方自治法第235条第2項の規定に基づき、組合の公金の収納または支払いの事務を取り扱う金融機関を指定するにあたり、同法施行令第168条第2項の規定により、一の金融機関を指定するもので、春日市、太宰府市、那珂川町の指定金融機関であります筑紫農業協同組合を指定するものです。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（壽福正勝） 説明は終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（壽福正勝） なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（壽福正勝） なしと認めます。これで討論を終わります。

採決を行います。議案第14号を可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長(壽福正勝) 全員賛成であります。したがって、議案第14号は可決されました。

可決 賛成9名、反対0名 午前10時41分

~~~~~

#### 日程第24から日程第34までを一括上程

議長(壽福正勝) お諮りします。日程第24、議案第15号「福岡都市圏南部環境事業組合議会定例会の回数を定める条例の制定について」から日程第34、議案第25号「福岡都市圏南部環境事業組合財政状況の公表に関する条例の制定について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(壽福正勝) ご異議なしと認めます。したがって日程第24から日程第34までを一括議題とします。提案理由の説明を求めます。事務局長。

事務局長(菰田廣人) 日程第24、議案第15号から日程第34、議案第25号までの条例の制定11件を一括してご説明申し上げます。

議案第15号「福岡都市圏南部環境事業組合議会定例会の回数を定める条例の制定について」につきましては、当組合設立に伴い、地方自治法第102条第2項の規定に基づき、定例会の回数を条例で定める必要があるため制定するものです。なお、定例会開催月は、8月及び3月をご提案したいと考えておりますが、平成18年につきましては、組合発足初年であり、附則2において、「平成18年における定例会の回数は、管理者が定める。」とさせていただき、定例会の本年中の開催を見送りたいと考えております。

次に議案第16号「福岡都市圏南部環境事業組合監査委員条例の制定について」につきましては、当組合設立に伴い、地方自治法第202条の規定に基づき、監査委員に関し、条例で定める必要があるため制定するものです。

次に議案第17号「福岡都市圏南部環境事業組合情報公開条例の制定について」につきましては、当組合設立に伴い、公正で開かれた組合運営を推進するため制定するものです。

次に議案第18号「福岡都市圏南部環境事業組合職員の分限の手續及び効果等に関する条例の制定について」につきましては、当組合設立に伴い、地方公務員法第28条第3項及び第4項の規定に基づき、本組合職員の意に反する降任、免職及び休職の手續及び効果等に関し、条例で定める必要があるため制定するものです。

次に議案第19号「福岡都市圏南部環境事業組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の制定について」につきましては、当組合設立に伴い、地方公務員法第29条第4項の規定に基づき、本組合職員の懲戒の手續及び効果に関し、条例で定める必要があるため制定するものです。

次に議案第20号「福岡都市圏南部環境事業組合職員の定年等に関する条例の制定について」につきましては、当組合設立に伴い、地方公務員法第28条の2第1項から第3項まで及び同法第

28条の3の規定に基づき、本組合職員の定年に関し、条例で定める必要があるため制定するものです。

次に議案第21号「福岡都市圏南部環境事業組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の制定について」につきましては、当組合設立に伴い、地方公務員災害補償法第69条及び第70条の規定に基づき、本組合の議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関し、条例で定める必要があるため制定するものです。

次に議案第22号「福岡都市圏南部環境事業組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の制定について」につきましては、当組合設立に伴い、地方自治法第203条第5項の規定に基づき、本組合の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関し、条例で定める必要があるため制定するものです。なお、金額については、福岡都市圏広域行政事業組合をはじめ、筑紫地区における一部事務組合を参考にしております。

次に議案第23号「福岡都市圏南部環境事業組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について」につきましては、当組合設立に伴い、地方自治法第96条第1項第5号及び第8号の規定に基づき、議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関し、条例で定める必要があるため制定するものです。なお、金額等については構成団体それぞれで異なりますが、各団体の均衡を考え、当組合は、地方自治法施行令第121条の2の別表に規定する指定都市の金額をそのまま用いております。

次に議案第24号「福岡都市圏南部環境事業組合負担金条例の制定について」につきましては、当組合設立に伴い、本組規約第13条第2項の規定に基づき、本組合を構成する団体の負担金の算出方法に関し、条例で定める必要があるため制定するものです。

次に議案第25号「福岡都市圏南部環境事業組合財政状況の公表に関する条例の制定について」につきましては、当組合設立に伴い、地方自治法第243条の3第1項の規定に基づき、財政状況の公表に関し、条例で定める必要があるため制定するものです。

以上11件につきまして、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（壽福正勝） 説明は終わりました。これより一括して質疑を行います。質疑の際は議案番号をお示しの上、お願いいたします。質疑はありませんか。

4番（船越妙子議員） 議案の内容というよりも法令的な質疑になります。議案番号で申しますと、16号から23号、25号につきましては、提出日が本日8月4日となっておりますが、附則といたしまして、適用する日は平成18年5月1日からとなっております。つまり遡及されるということになると思いますが、これには地方自治法上の何らかの根拠があると思いますので、それについてお尋ねをいたします。

また、第3号から第13号までの専決処分された議案と、そうではない第15号から第25号までの議案に分かれている理由についてもお尋ねします。

局長補佐（重松洋一） 船越議員のご質問にお答えいたします。条例の公布、施行につきましては、地方自治法第16条に規定されており、条例に規定して公布の日から施行するのが常とうでござ

ざいます。遡及適用につきましては、条例にその旨を規定することによって、法的安定性を害しない限り遡及して適用することができる場合があり、また適用を受ける側に不利益にならない場合は、原則として遡及は差し支えないという行政事例が昭和27年に出されており、今回ご審議いただきます条例は、組織としての体を成す基本的な条例であり、専決処分いたしました条例及び組合議会の定例会の回数を定める条例を除きまして、組合設立日となる平成18年5月1日に遡って適用することで統一させていただいております。専決処分をいたしましたものは、職員が5月1日に派遣されておりますので、その職員に係る基本的なものは先に専決処分をさせていただきましたし、組合が組織として体を成すためには、専決処分した条例、規則の公布もございまして、公告式条例などといった最低限の条例につきましては、5月1日に専決処分をさせていただいております。

議長（壽福正勝） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（壽福正勝） なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第15号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（壽福正勝） なしと認めます。これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第15号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

議長（壽福正勝） 全員賛成であります。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成 9 名、反対 0 名 午前10時51分

~~~~~

議長（壽福正勝） 次に、議案第16号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（壽福正勝） なしと認めます。これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第16号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

議長（壽福正勝） 全員賛成であります。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成 9 名、反対 0 名 午前10時52分

~~~~~

議長（壽福正勝） 次に、議案第17号について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(壽福正勝) なしと認めます。これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第17号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長(壽福正勝) 全員賛成であります。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成9名、反対0名 午前10時52分

~~~~~

議長(壽福正勝) 次に、議案第18号について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(壽福正勝) なしと認めます。これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第18号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長(壽福正勝) 全員賛成であります。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成9名、反対0名 午前10時53分

~~~~~

議長(壽福正勝) 次に、議案第19号について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(壽福正勝) なしと認めます。これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第19号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長(壽福正勝) 全員賛成であります。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成9名、反対0名 午前10時53分

~~~~~

議長(壽福正勝) 次に、議案第20号について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(壽福正勝) なしと認めます。これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第20号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長（壽福正勝） 全員賛成であります。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成 9 名、反対 0 名 午前10時54分

~~~~~

議長（壽福正勝） 次に、議案第21号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（壽福正勝） なしと認めます。これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第21号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

議長（壽福正勝） 全員賛成であります。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成 9 名、反対 0 名 午前10時54分

~~~~~

議長（壽福正勝） 次に、議案第22号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（壽福正勝） なしと認めます。これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第22号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

議長（壽福正勝） 全員賛成であります。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成 9 名、反対 0 名 午前10時55分

~~~~~

議長（壽福正勝） 次に、議案第23号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（壽福正勝） なしと認めます。これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第23号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

議長（壽福正勝） 全員賛成であります。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成 9 名、反対 0 名 午前10時55分

~~~~~

議長（壽福正勝） 次に、議案第24号について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(壽福正勝) なしと認めます。これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第24号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長(壽福正勝) 全員賛成であります。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成9名、反対0名 午前10時55分

~~~~~

議長(壽福正勝) 次に、議案第25号について討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(壽福正勝) なしと認めます。これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第25号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長(壽福正勝) 全員賛成であります。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成9名、反対0名 午前10時56分

~~~~~

日程第35 議案第26号 平成18年度福岡都市圏南部環境事業組合一般会計予算について

議長(壽福正勝) 日程第35「議案第26号 平成18年度福岡都市圏南部環境事業組合一般会計予算について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。事務局長。

事務局長(菰田廣人) 日程第35「議案第26号 平成18年度福岡都市圏南部環境事業組合一般会計予算について」ご説明申し上げます。

今年度予算の歳入につきましては、予算に関する説明書2ページに記載しておりますように、ほとんどが構成市町負担金で、合計額は1億436万3千円といたしております。

また、歳出の主なものにつきましては、説明書3ページの1款議会費において、先進地視察等の旅費として109万6千円、4ページ2款事業費の1項総務管理費で事務室等使用料といった使用料及び賃借料として307万9千円、派遣職員人件費負担金として5,756万4千円、5ページの2款事業費の2項施設整備費で施設建設に向けた中間処理施設基本構想委託、最終処分場基本構想委託といった委託料として2,614万5千円などを計上させていただいております。この結果、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億436万5千円となっております。

また、地方自治法第214条の規定により債務負担行為をする必要がある事項として、説明書6ページに記載しておりますように、OA機器賃貸借料、コピー機賃貸借料、公用車リース料を計上し、それぞれ期間及び限度額を設定しております。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（壽福正勝） 説明は終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。

5番（花田稔之議員） 2款2項1目施設整備費についてお伺いいたします。13節委託料の中に、中間処理施設基本構想委託、最終処分場基本構想委託があがっておりますが、基本的に中間処理、最終処分というのは一括して構想していくのがいいのではないかと考えるが、あえて別に委託をされる理由があればお伺いしたいと思います。

局長補佐（重松洋一） 予算書の中では個別にあげておりますが、最終的には花田議員が言われるように考えておまして、当初は明細的なものとして内訳を作っておりました。発注に当たっては、起工の中で統一的な取り扱いを考えていきたいと考えております。

議長（壽福正勝） 他に質疑はありませんか。

4番（船越妙子議員） 説明書2ページの歳入でございますが、構成市町負担金ということであげられておりますが、4市1町のそれぞれの議会費と事業費があると思っておりますが、負担割合についてお尋ねをいたします。

局長補佐（重松洋一） 議会費につきましては、4市1町均等割りということで規約の中で規定いたしております。議会費以外の事業費につきましては、現在の南部工場への搬入量、つまり事業量割りになっております。負担金条例の中で、平成18年度、19年度につきましては、平成16年度の搬入実績で割合を出しております。それから平成20年度以降につきましては、平成18年度の事業実績をもって見直しを行い、最終的に平成28年度の施設稼働に向けては、当然平成28年度以降の事業量想定を前提とし、その予定事業量によって施設規模を設定しながら工場を建設する考えでございます。したがって、現在平成18年度予算につきましては、平成16年度事業実績ということでございます。ちなみに福岡市40.8%、春日市20.0%、大野城市16.6%、太宰府市12.3%、那珂川町10.3%という割合でございます。以上でございます。

議長（壽福正勝） 他に質疑はありませんか。

5番（嶋 卓徳議員） 2款1項1目総務管理費の11節需用費の記念式典とありますが、これについて。

事務局長（菰田廣人） 当初は初議会終了後、皆様お揃いの中でこのようなことを計画しておりましたけれども、様々な問題が残っておりまして、今回予算措置はしておりますけれども、執行はしないという方向で考えております。

議長（壽福正勝） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（壽福正勝） なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（壽福正勝） なしと認めます。これで討論を終わります。

採決を行います。議案第26号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 (壽福正勝) 全員賛成であります。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成 9 名、反対 0 名 午前11時03分

~~~~~

議長 ( 壽福正勝 ) 以上で本臨時会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

これをもちまして平成18年福岡都市圏南部環境事業組合議会第 1 回臨時会を閉会したいと思います。これをもちまして平成18年福岡都市圏南部環境事業組合議会第 1 回臨時会を閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

( 「 異議なし 」 と呼ぶ者あり )

議長 ( 壽福正勝 ) ご異議なしと認めます。したがって、平成18年福岡都市圏南部環境事業組合議会第 1 回臨時会を閉会します。お疲れ様でした。

閉会 午前 1 1 時 0 4 分

~~~~~

地方自治法第123条第 2 項及び福岡都市圏南部環境事業組合議会会議規則第80条の規定により下記に署名する。

平成18年 8 月 4 日

福岡都市圏南部環境事業組合議会議長 壽 福 正 勝

会議録署名議員 妹 尾 俊 見

会議録署名議員 吉 田 重 利